

令和5年度鳥取県市町村創生交付金 対象事業

(1) 基本交付額分

	対象事業名	事業名・事業内容	事業費 (千円)
1	1 主体的な住民活動への支援 (1) 地域住民が主体となり、地域の振興又は観光振興につながる活動に要する経費	【「元気だで」村づくり交付金事業】 各集落が実施する明るく住みよい村づくりにつながる活動に対し交付金を交付し、集落内での総事、行事等の活性化、地域の支え合い活動等を支援する。	1,551
2	1 主体的な住民活動への支援 (1) 地域住民が主体となり、地域の振興又は観光振興につながる活動に要する経費	【農山村地域ささえあい応援事業補助金】 企業・団体と連携し労力補充の取組を行う町内の農山村地域等を支援し、地域農業の振興や農山村の活性化を図る。	300
3	1 主体的な住民活動への支援 (1) 地域住民が主体となり、地域の振興又は観光振興につながる活動に要する経費	【みんなで盛り上げよう氷ノ山イベント補助金】 氷ノ山地域の振興及び活性化を目的に行われるイベント等を開催する者に対し補助金を交付する。	600
4	1 主体的な住民活動への支援 (2) 公共交通機関利用促進のために住民が主体となって行う活動に要する経費	【若桜鉄道協力会補助金】 若桜鉄道の利用促進運動を展開している若桜鉄道協力会に補助金を交付する。	1,400
5	1 主体的な住民活動への支援 (2) 公共交通機関利用促進のために住民が主体となって行う活動に要する経費	【若桜駅を元気にする会補助金】 住民主導型により、若桜駅周辺や沿線の活性化を推進する若桜駅を元気にする会に補助金を交付する。	320
6	1 主体的な住民活動への支援 (3) 地域住民が自ら歩道除雪を行うための活動の支援に要する経費	【若桜町集落除雪活動支援事業補助金】 自治会が生活道路及び公共用施設の通行確保等のために自主的に行う除雪活動に対して、燃料費等の一部を補助金を交付する。	1,020
7	2 観光・交流の推進 (1) 県内農山漁村と県外の住民の交流を通じ、地域の活性化を促進する活動に要する経費	【地域間交流事業】 福井県若狭町、兵庫県多可町との交流を行い、地域の活性化を促進する。	708
8	2 観光・交流の推進 (2) 観光案内板の設置に要する経費	【観光看板更改事業】 わかさ道の駅地内の観光案内看板を更改し、観光振興を図る。	78

	対象事業名	事業名・事業内容	事業費 (千円)
9	3 福祉保健の充実 (1) 障害者又は高齢者が自宅において自立した生活を送るための居住環境の整備に対する助成に要する経費	【高齢者住宅改良助成事業】 高齢者の段差解消等の住宅改良に必要な経費（限度額80万円）の2/3相当額を助成する。	533
10	3 福祉保健の充実 (1) 障害者又は高齢者が自宅において自立した生活を送るための居住環境の整備に対する助成に要する経費	【高齢者日常生活用具給付事業】 ひとり暮らしの高齢者の電磁調理器等の購入費用を助成する。	40
11	3 福祉保健の充実 (1) 障害者又は高齢者が自宅において自立した生活を送るための居住環境の整備に対する助成に要する経費	【障がい者住宅改良助成事業】 要介護又は要支援認定を受けた者が、段差解消等の住宅改良に必要な経費（限度額100万円）の2/3相当額を助成する。	666
12	3 福祉保健の充実 (3) 身体障害者その他の就職困難者に対する就職準備のための助成に要する経費	【身体障がい者施設入所者等就職支度金支給事業】 施設入所者や特定新規学卒者の就職が決定した場合、就職支度金を支給する。	36
13	3 福祉保健の充実 (4) 地域住民の健康増進を図るために必要な経費	【保健医療を考える集い】 保健医療を考える集いを開催し、講師による講演や保健福祉関係者等による寸劇を通して、町民に対し健康づくりの普及啓発を図る。	299
14	3 福祉保健の充実 (4) 地域住民の健康増進を図るために必要な経費	【若桜町笑いクラブ補助金】 笑いケア体操（笑いヨガ）の普及啓発活動を行う若桜笑いクラブの活動を支援し、町民の健康増進を図る。	30
15	3 福祉保健の充実 (4) 地域住民の健康増進を図るために必要な経費	【健康ポイント事業】 健診（検診）や健康づくり事業等に参加、個人で健康づくりに取り組まれた方等にポイントを付与し、ポイントを集めると特典（健康グッズ等景品）がもらえる健康ポイント事業を実施し、健康づくりを促す。	230
16	6 農林水産業等の振興 (1) 農林水産業（県産品を取り扱う、又は取り扱う予定のある食品加工業及び木材産業を含む。以下同じ。）の新規就業者のための住宅の修繕若しくは家賃又は新規就農者の農地の賃借に対する助成に要する経費	【新規就農者支援事業】 農業後継者確保のため、新規就農者に対し研修費補助金を交付する。	18

	対象事業名	事業名・事業内容	事業費 (千円)
17	6 農林水産業等の振興 (4) 農林水産業を営む個人又は法人その他の団体が行う農林水産業に従事する人材の確保・育成のための試行的な取組の支援に要する経費	【若桜町エゴマ生産組合活動支援補助金】 若桜町の農地と農業を維持し、次世代に繋ぐための担い手の確保、米生産の維持に向けた町内生産者の有利販売の推進、荒廃農地の発生を防ぐため、エゴマ栽培の推進による特産品開発等に要する経費を補助する。	150
18	6 農林水産業等の振興 (5) 地産地消意識の高揚及び普及定着を図るための活動及び食育に関する取組に要する経費	【特産品開発支援事業】 若桜町の地域資源や特性を活かした特産品等（夏イチゴ、エゴマ）の開発を支援し、地産地消意識の普及定着を図る。	1,280
19	6 農林水産業等の振興 (5) 地産地消意識の高揚及び普及定着を図るための活動及び食育に関する取組に要する経費	【特産物振興対策事業】 若桜町が推奨している特産物（エゴマ、白ねぎ、そば等）の生産者に助成を行い、地産地消意識の普及定着を図る。	1,800
20	7 人権尊重の社会づくりの推進 (1) 人権問題解決のため住民学習を計画又は運営する人権教育推進員の設置に要する経費	【人権教育推進員人件費】 報酬、職員手当等、共済費	3,027
21	7 人権尊重の社会づくりの推進 (2) 人権問題解決のための住民の自立支援及び福祉の向上を図る相談員の隣保館等への設置に要する経費	【生活相談員人件費】 報酬、職員手当等、共済費	2,777
22	8 地域文化、芸術の振興 (1) 民俗芸能、伝統芸能等の継承又は地域文化活動の活性化に要する経費	【若桜町公民館サークル活動支援補助金】 公民館サークル活動の活性化及び社会教育の推進事業を図るため、事業経費の一部を助成し、町民が文化、芸術に触れる機会の提供を図る。	1,003
23	8 地域文化、芸術の振興 (2) 文化財（市町村指定が見込まれるものを含む。）の補修又は活用に関する経費	【文化財保護事業】 若桜鬼ヶ城跡の及び若桜郷土文化の里に係る環境整備やパンフレット作成、活用イベントの開催を行う。	3,007
24	8 地域文化、芸術の振興 (3) 小・中学校等で行う音楽、演劇等の芸術鑑賞会の開催に要する経費	【青少年劇場巡回公演】 青少年劇場巡回公演を開催する。	339
25	9 市町村の自主的な行政運営	【集落公民館等施設整備事業補助金】 自治会が実施する外灯設備の新設・改修・交換事業及び集落公民館の新築・改修事業、集落内放送設備の新設・改修事業に要する費用に対して補助金を交付する。	905
26	9 市町村の自主的な行政運営	【インフルエンザ予防事業】 インフルエンザの発症を予防し、重症化を防ぐため、中学生以下の予防接種費用を助成する。	1,061
27	9 市町村の自主的な行政運営	【事業承継支援補助金】 町内事業所の事業を承継する法人又は個人に対し、事業承継支援補助金を交付することにより、休業の抑制及び雇用機会の拡大を図る。	500
28	9 市町村の自主的な行政運営	【高齢者等買い物支援事業補助金】 生鮮食品及び日常生活用品等の移動販売を行う者に対し補助金を交付し、高齢者をはじめとする町民の生活を守り、利便性の確保を図る。	68

	対象事業名	事業名・事業内容	事業費 (千円)
29	9 市町村の自主的な行政運営	【河川愛護団体報償費支給事業】 良好な河川環境の整備・保全の実践活動を行う河川愛護団体に対して報償費を支給する。	300
事業費 計			24,046

(2) 調整交付額分

	対象分野名	事業名・事業内容	事業費 (千円)
1	②移住定住・関係人口拡大	【地域医療活性化事業】 若桜町の保健医療や介護福祉の実態を学び、地域医療を目指す人材を育て医師等の確保を図るため、鳥取大学医学部（医学科・保健学科）学生との交流会及びセミナー等を開催する。	499
2	③結婚・出産・子育て	【若桜町子育てリフレッシュ事業補助金】 子育て中の保護者が、リフレッシュするとともに子育てに関して話し合う機会や保護者間のつながりの創出を支援するため補助金を交付する。	100
3	⑥その他	【肝臓がん対策事業】 肝臓病予防教室・肝臓がん健診の実施、また、定期検査受診者の経過観察を行う。	3,862
4	⑥その他	【若桜町産エゴマ消費拡大に向けた調査研究モニター事業】 若桜町産エゴマ油の健康データ（血液、筋肉、代謝等）の効果検証を実施する。	630
事業費 計			5,091

令和5年度交付決定額の算定方法

(単位：千円)

基本交付額分	
対象事業費 〔①〕	24,046
基本交付基準額 (①×1/2 千円未満端数切り捨て) 〔②〕	12,023
基本交付額 〔③〕	9,595
②と③のいずれか低い額 〔④〕	9,595
調整交付額分	
対象事業費 〔⑤〕	5,091
調整交付基準額 (事業ごとの事業費×1/2 (1事業の上限1,500千円 千円未満端数切り捨て) の計) 〔⑥〕	2,114
⑥を上限に採択状況に応じて配分した額 〔⑦〕	1,138
令和5年度 交付額 〔④+⑦=⑧〕	10,733
令和4年度 精算額 〔⑨〕	△ 1,547

	対象事業名	事業名・事業内容	事業費 (千円)
令和5年度	交付決定額	〔⑧+⑨=⑩〕	9,186